

下呂市告示第 74 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 6 第 1 項の規定により、指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同法第 49 条の 6 第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 3 月 29 日

下呂市長 山 内 登

1. 指定緊急避難場所の指定を取り消した日

令和 3 年 2 月 24 日

2. 指定を取り消した指定緊急避難場所

下呂テニスコート

北部研修センター